会計基準のコンバージェンス

藤田 晶子

1. はじめに

近年、IFRS(International Financial Reporting Standards; 国際財務報告基準)を軸とした会計基準のコンバージェンスが急速に拡大しつつあり、EU 諸国、香港、オーストラリア、韓国、カナダなど、IFRS をすでに採用している国々、または近い将来において採用を表明している国々は100を超える。もっとも、IFRS の採用と一言でいっても、1)IFRS を自国基準とし、国内企業に対してIFRS を強制適用、2)国内企業に対してIFRS の採用を容認、3)国内で株式を公開する国外企業に対してIFRS の採用を容認など、その採用方法はさまざまであるし、他方で、国内企業に対してIFRS の採用を認めていないまでも、自国基準をIFRS とほぼ同一の内容に改訂し、実質的にコンバージェンスを達成している国々も少なくない。このように各国のコンバージェンスに向けた足並みは必ずしも一様ではないものの、IFRS はまさしく世界的に承認された基準としての地位を確実なものとしつつある。

しかし、各国がそれぞれの伝統を捨て去り、IFRS をバイブルのごとく崇めるようになった今日においても、IFRS がいかなる会計理論にもとづいて設定された基準であるのか、IFRS の採用が企業の財務諸表数値、ひいては企業経営や投資家の意思決定にどのような影響を与えるのかなど、IFRS およびそれを中心とする体制についてはいまだ不明な点が数多くあり、各国がはたしてどれだけ正確に IFRS の実態を理解したうえでコンバージェンスに向けて邁進しているのかは疑問に感じるところである。

そこで、本研究プロジェクトにおいては、IFRSの実態を少しでも明らかにすべく、主として次の3点を問題提起として調査を進めることとした。第1に、IFRSの枠組ははたして原価の配分による投資成果の測定という伝統的な会計理論の枠組に代わる体系を備えているものなのか、第2に、2005年からすでにIFRSの採用を義務づけているEU諸国においては、会計基準を統合することにより、はたしてEU域内の企業間における財務諸表の比較可能性は向上したのか、第3に、各国、とりわけEU諸国はIFRSを中心に会計基準が統合されることの意義をどのように評価しているのかである。研究方法としては、第1の点については文献研究にもとづき、第2の点についてはEU企業が公表するアニュアル・レポートを分析し、第3の点についてはすでにIFRSを採用しているEU諸国、とりわけIFRSに対して批判的な姿勢を示してきたフランスの会計基準設定主体 CNC(Conceil National de la Comptabilite)にインタビューを実施することとした。

残念ながら当該調査はいまだ中途であるが、本稿は、その経過報告として、第2および第3の点、すなわち、EU企業のアニュアル・レポートの分析および昨年度3月初旬に斎藤静樹教授およびClemence GARCIA専任講師とともに実施したCNCのインタビューについて、これまでの成果の1部を簡単に紹介することとしたい。なお、第1の点については、すでに昨年度の『研究所年報』においておおよその見解を示しているところである。

2. EU 企業における IFRS 採用とその実態

EU 企業は、2005年以降、EU、すなわち、CESR(Committee of European Securities Regulators; 欧州証券規制委員会)が承認した IFRS に準拠して連結財務諸表を作成することが義務づけられている。もっとも、CESR が承認した IFRS(以下、EU版 IFRS とする)と IASB が公表している IFRS(以下、IASB版 IFRS とする)との差異はきわめて限定的であり、IAS39「金融商品;認識と測定(Financial Instruments; Recognition and Measurement)」におけるヘッジ会計に係る規定の1部を採用するか否かにとどまる。

EUが EU域内の企業に対して IFRS を強制適用した結果、はたして EU企業間における財務諸表の比較可能性は向上したのであろうか。以下では、EU企業の IFRS の採用状況を確認したうえで、IFRS 採用後における財務諸表の比較可能性について EU企業のアニュアル・レポートに係る分析結果を簡単に紹介することにしたい。

1) EU版 IFRS と IASB版 IFRS の採用状況

大手監査法人の Ernst & Young が2006年および2007年に EU 企業70社(CAC40¹⁾ および他の EU 企業30社)に対しておこなった調査²⁾ によると、表 1 から分かるように、調査対象企業が連結財務諸表を作成するさいに準拠した基準は、2006年には EU 版 IFRS としていた企業が大半であったのに対して、2007年には IASB 版 IFRS へと変更した企業も徐々に増加してきている。その理由としては、第1に、IOSCO(International Organization of Securities Commissions; 証券監督者国際機構)が IASB 版 IFRS の採用を推奨していること、第 2 に、SEC が国外企業に対して IASB 版 IFRS の採用を容認したことをあげることができるという。

	CAC40**		他の EU 企業	
	2006	2007	2006	2007
EU 版 IFRS のみを採用	33	23	16	11
IASB 版 IFRS のみを採用	0	1	4	0
EU 版 IFRS および IASB 版 IFRS の両者を採用	2	11	10	19

表 1 EU 企業による IFRS 採用の実態調査³⁾

EU 版 IFRS および IASB 版 IFRS の両者を採用している企業は EU 版 IFRS と IASB 版 IFRS

[※]なお、CAC40社のうち、有効回答企業数は35社である。

との差異である IAS39をどのように取り扱っているのだろうか。IASB 版 IFRS のみを採用している1社は当然のことながら IAS39に準拠して財務諸表を作成しているのであろうが,EU 版 IFRS と IASB 版 IFRS のいずれをも採用していると回答した企業,たとえば,通信業界大手の Alcatel-Lucent や電機業界大手の Philips は IAS39をどのように取り扱っているのであろうか。それぞれのアニュアル・レポートによれば,両社ともに IAS39の適用対象となるような取引はないとし、したがって、結果として EU 版 IFRS にも IASB 版 IFRS にも準拠しているという。

かつてフランスにおいては、差異が数多く存在したにもかかわらず、フランス基準とアメリカ基準の両方に準拠して財務諸表を作成するという奇妙な実務が横行した。それに比べて EU 版 IFRS と IASB 版 IFRS との差異は限定的であるとはいえ、EU による IFRS 採用の目的がグローバルな視点での財務諸表の比較可能性の向上にあるのであれば、EU は EU 版 IFRS ではなくやはり IASB 版 IFRS を採用するべきではなかろうか。かりに EU はもとより各国が少しでも自国の意見を反映させようと EU 版または各国版 IFRS を採用したとしても、表1が示すように、企業は少しでも国際的な資金調達が容易になるようにより汎用性の高い基準を採用しようとするだろう。

2) IFRS 採用後における財務諸表の比較可能性

EU は、2005年以降、域内の企業に対して統合基準として IFRS を強制適用したが、その結果、EU 企業間における比較可能性の欠如による情報の不備はどこまで解消したのだろうか⁴⁾。以下では、IFRS 採用後の EU 企業間における財務諸表の比較可能性について、IFRS に規定が設けられていない取引と IFRS に詳細な規定が設けられている取引の 2 つの取引を例にあげて分析を試みている。

① IFRS に規定が設けられていない取引例~子会社株式の追加取得および 1 部売却

IFRS は、詳細かつ具体的な会計規定のもとで画一的な会計処理を求める細則主義(ルール・ベース)ではなく、原理原則だけを示し、具体的な会計処理については企業や監査人の判断にゆだねる原則主義(プリンシプル・ベース)を採っている。したがって、企業や監査人がIFRSをどのように解釈するかにより、企業によっては実質的に同じ取引に対して異なる会計処理が適用されることも予想される。この IFRS による原則主義の採用は、IFRS が目指すところの財務諸表の比較可能性を高めることができるのであろうか。IFRS に詳細な会計処理の規定がない子会社株式の追加取得および1部売却の取引を通じて分析することとしよう。

IFRS は、連結財務諸表に係る基準として、1989年に IAS27「連結および個別財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)」を公表し、その後、数次の改訂を経て現在 にいたっているが、当該基準は支配概念や基本的な連結処理を規定するにとどまり、他の会社 に対する支配を獲得した後に、支配を維持したまま当該他の会社の株式を追加取得または1部 売却した場合の会計処理については明確にしていない。なお、2008年には IFRS 公開草案10「連

結財務諸表(Consolidated Financial Statements)」が公表されているが、主として支配概念をめぐる改訂が中心であるという。

子会社株式の追加取得および1部売却については、連結基礎概念として、親会社概念または経済的単一体概念のいずれを採用するかにより会計処理が異なる。親会社概念にもとづく場合には、親会社による追加投資額と持分増加額との差額はのれんとして計上され、親会社による投資減少額と持分減少額との差額は売却損益修正として処理される。他方で、経済的単一体概念にもとづく場合には、子会社株式の追加取得も1部売却も資本取引としてみなされ、親会社による追加投資額と持分増加額との差額も親会社による投資減少額と持分減少額との差額も自己資本に、直接、増減されることになる。EU企業は当該取引に対してどのような会計処理を適用しているのであろうか。

Ernst & Young の調査によると、表2から分かるように、当該取引に適用される会計処理は企業により異なるものの、多くの企業が親会社概念にもとづく会計処理を採用し、半数近い企業が採用した会計処理を明確に示していない。子会社株式の追加取得および1部売却は連結財務諸表の数値に大きな影響を与えるだけに、財務諸表の比較可能性を担保するためには最低限の規定は明示すべきであろう。もっとも、IASBは概念フレームワークの見直しにさいして連結基礎概念として経済的単一体概念の採用を検討しているようである。

	CAC40*		他の EU 企業	
	2006	2007	2006	2007
親会社概念のもとづく会計処理を採用	16	16	11	11
経済的単一体概念にもとづく会計処理を採用	4	4	2	4
採用した会計処理を明記せず	15	15	17	15

表 2 子会社株式をめぐる会計処理の実態5)

② IFRS に詳細な規定が設けられている取引~自己創設無形資産の認識

それでは、IFRS に詳細な会計処理の規定があれば、IFRS が目指す財務諸表の比較可能性は 高まるのだろうか。比較的厳格に会計処理の規定を設けている自己創設無形資産の認識例を通 じて分析した結果を紹介しておこう。

IFRS は、無形資産に係る会計基準として、1978年に IAS9「研究開発費(Research and Development Costs)」を公表したが、1998年には IAS9を廃止して新たに IAS38「無形資産 (Intangible Assets)」を公表し、その後、数次の改訂を経て現在に至っている⁶⁾。IAS38は無形資産に係る包括的な基準であり、無形資産の定義および認識要件、取得別の当初認識時および事後の会について規定しており、自己創設無形資産については、無形資産を創出するプロセスを研究局面と開発局面とに区分し、開発局面において生じた無形資産がある特定の要件を満たす場合には認識しなければならないとしている(IAS38、54-57項)。

[※]なお、CAC40社のうち、有効回答企業数は35社である。

この場合の「ある特定の要件」とは、次の6つの自己創設無形資産に係る認識要件であり、いずれの要件も開発局面において生じた無形資産が将来の経済的便益を創出する可能性が高いかどうかを厳密に規定している。

- (a) 使用または売却可能となるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性を立 証すること
- (b) 無形資産を完成させ、さらにこれを使用または売却する企業の意思を立証すること
- (c) 無形資産を使用または売却する能力を立証すること
- (d) 無形資産が将来の経済的便益を創出する方法を立証すること
- (e) 無形資産を完成させ、これを使用または売却するために必要となる技術上、財務上、その他の資源の利用可能性を立証すること
- (f) 開発期間中の無形資産に帰属させうる支出額を信頼性をもって測定できる能力を立証すること
- (g) 自己創設無形資産の取得原価は、これら6つの認識要件を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額である(IAS38,65項)。なお、すでに費用として認識した支出額を無形資産に戻し入れることはできない(IAS38,65項)。

このように IFRS のなかでも比較的に詳細な規定を設けている自己創設無形資産の認識であるが、はたして EU 企業の連結財務諸表にはどのように反映されているのであろうか。当該調査においては、CAC40社を調査対象としたが、そのうち金融機関や規制産業等を除く23社が公表した2008年度のアニュアル・レポートについて分析をおこなっている。

	開発費を自己創設無形資産として認識	開発費を費用として処理
自動車・自動車部品・航空業界	3	2
電機・通信機器業界	5	0
製薬・医療機器・化粧品業界	0	3
食品・飲料業界	0	2
アパレル業界	0	2
小売業界	0	1
その他	1	4
合計	9	14

表 3 EU 企業における自己創設無形資産の計上

CAC40はすべてフランス企業であるが、フランスにおいては、IFRS を採用するまでもなく、 自国基準が研究開発費および広告宣伝費の資産計上を容認していたことから、企業サイドから しても開発費を自己創設無形資産として認識することについては抵抗がなかったはずである。 しかし、表3からも分かるように、約3分の2に近い企業が開発費の資産計上をおこなってい ない。業種別にみると、自動車業界や電機業界において、開発費を自己創設無形資産として認 識している企業が多く、他方で、製薬業界のように巨額の資金をR&Dに投入する業界にもかか わらず、調査対象のなかには開発費の資産計上をしている企業はなかった。

このように IFRS に詳細な規定があるにもかかわらず自己創設無形資産の認識をめぐる会計処理が企業により異なる理由としては、1つには、当該無形資産が将来の経済的便益となりうるかどうかの客観的判断が難しいこと、1つには、きわめて多様な無形資産が自己創設されるにもかかわらず、IFRS が認識を義務づけている無形資産はそのごく1部にしかすぎないことをあげることができる。前者について補足すれば、たとえば製薬業界の場合には、R&D により新薬を開発できたとしても、当該新薬が将来の経済的便益につながるかどうかは政府の認可によるところが大きいことから、自己創設無形資産を認識しない企業が多いという。いいかえれば、将来の経済的便益の蓋然性をめぐる客観的判断が容易ではなく、このことが結果として自己創設無形資産認識の有無につながっているものと考えられる。後者について補足すれば、たとえば食品業界やアパレル業界の場合には、特許や新技術など R&D に関連する無形資産よりも、ブランドや顧客リストなど顧客関連の無形資産の創設を重視する傾向があるという。IFRSがある特定の無形資産の認識を偏重していることについては、AASB(Australian Accounting Standards Board)も批判しているところである7)。

いずれにせよ、IFRSが開発局面において生じた無形資産を認識しなければならないと義務づけても、業界や企業の事情により認識しているのはごく限られた企業であり、その結果、財務諸表の比較可能性を高めるどころか、反対に歪める可能性をも秘めている。もっとも、サンプルが少ないことや1国に偏っていることを考慮しなければならないが、少なくとも自己創設無形資産の認識について必ずしも企業全般に画一的な会計処理が行われていないことは明らかであろう。

IFRS を軸としたコンバージェンスに対する各国の評価 CNC に対するインタビュー調査

本研究プロジェクトにおいては、2009年3月初旬に、斎藤静樹教授および Clemence GARCIA 専任講師とともにフランスの会計基準設定主体である CNC の委員長である Jean-Francois Lepetit 氏、委員である Bernard Colasse 氏および Jack Richard 氏に IFRS をめぐるコンバージェンスについて個別にインタビューをおこなった。インタビューにおける質問項目 80 は附録として最後に添付している。ここでは、質問項目 80 のいてのインタビュー内容を紹介することにしよう。

いうまでもなく、現在のIFRSを中心とする体制は、他の先進国に先駆け、EUがIFRSを、2005年1月1日以降、EU域内のすべての企業が連結財務諸表を作成にさいして準拠すべき基準として承認したことが大きな契機となっている。したがって、IASB(International Accounting Standards Board; 国際会計基準審議会)は、IFRSの策定にさいして、ある程度は EU の意見を尊重しなければならない状況にあることは当然のことであろう。さらに、このような EU の息

のかかった IFRS をアメリカはもとより世界各国が自国基準として採用することになれば、いわば EU は会計基準の世界制覇を達成したことになる。

しかし、SEC が、2007年にアメリカ国内で株式を公開する国外企業に対して IFRS の採用を容認し、次いで、2014年以降、国内企業に対しても段階的に IFRS を強制適用するロードマップ案を公表してからというものの、IFRS に対する EU の立場は変わりつつある。SEC はこれまでIFRS を受け入れることなく、単一の高品質な会計基準の構築を目指して、アメリカの会計基準設定主体である FASB(Financial Accounting Standards Board)と IASB とに両者の差異を解消するべくコンバージェンスに向けて作業させるという方針を採ってきた。ところが、一転して、SEC は、国外企業はもとより国内企業に対しても IFRS を採用する可能性を示唆したのである。アメリカが自国基準を捨てて IFRS を採用するということは、アメリカが実質的に IASB を支配するということであり、アメリカ基準が国際基準になるということである。

IFRS はもはや EU の独壇場ではなく、場合によっては、EU はもとより世界は IFRS という名の US-GAAP に支配されることになる。このことについて、EU 諸国、なかでも IFRS に批判的であったフランスがどのように考えているのかが、質問項目 A-1)の目的であった。

質問項目A-1)に対してCNCの委員からは、楽観的とも諦めともいうべき反応がかえってきている。楽観的ともいうべき反応の背景には、フランス固有の会計制度がある。フランスにおいては、商法や税法の影響のもと個別財務諸表を中心に固有の会計制度が発展し、連結財務諸表制度はEC第7号指令をうけて国際的調和化のために導入されたにすぎない。すなわち、これまでもフランスは連結財務諸表と個別財務諸表に対して国際基準と自国基準というダブル・スタンダードで対応してきたのである。今日の会計基準の国際的なコンバージェンスで問題となっているのは連結財務諸表制度であり、したがって、フランスにとってみれば、連結財務諸表がIFRSに準拠して作成されようが、US-GAAPに準拠して作成されようが、実際のところ、痛くも痒くもないというのが本音であろうか。

他方で、連結財務諸表は親会社および子会社の個別財務諸表にもとづいて作成されるのであるから、連結財務諸表と個別財務諸表に対してそれぞれ異なる会計基準を適用することは理論的に矛盾しており、くわえて実務上でも連結財務諸表と個別財務諸表との調整に時間とコストがかかり、企業に多大な負担を強いることになる。したがって、個別財務諸表も連結財務諸表に引き連られてコンバージェンスの対象となることは時間の問題であろう。歴代大統領が異例の発言をしたところで、フランスはEUという大経済圏のなかの1国にすぎず、国際的潮流にもはやフランスのローカルな事情などいかなる効力も有さない。長い社会党政権のもとで培ってきたフランス独自の伝統をいかに維持していくか、CNCの委員からは最後には苦渋とも諦めともいえる反応がかえってきたように思われる。

4. おわりに

EU 域内の企業に対して統合基準としての IFRS を強制適用することにより、財務諸表の比較可能性ははたして向上したのだろうか。本研究はまだ中途であるが、これまでの分析からは、企業の財務報告実務には依然として違いが残っていることが明らかになった。その理由としては、1つには、IFRS が原則主義を採用しており、具体的な会計処理については個々の企業に委ねられていること、1つには、かりに IFRS が厳密な規定を設けていたとしても、企業によりその解釈がさまざまであることをあげることができる。

EU 諸国がそれぞれの伝統を捨て、EU 域内の企業とともに IFRS の採用に向けて膨大な時間とコストをかけたものの、それに見合うだけのメリットがあったのだろうか。企業間の財務諸表の比較可能性が高まり、企業の資本調達コストが下がったのであろうか。とりわけ、フランスをみるかぎりにおいて、十分な制度環境が整備されないうちに会計基準のみが統合されたとしても、失うものに比べて得るものはそれほど大きくないようにも思える。IFRS 採用を目前にひかえ、わが国は EU からもっと学ぶべき教訓があるのではないだろうか。

注

- 1) Euronext Paris において上場している株式銘柄のうち時価総額上位40社をいう。
- 2) Ernst & Young, *IFRS*; *Les pratiques des grands groups europeens*, CPC, 2008. なお, 当該文献は吉田健太郎氏(新日本監査法人)よりご紹介いただいた。
- 3) Ibid., p.46.
- 4) 附録にある質問事項B-1) 参照のこと。
- 5) Ibid., p.48.
- 6) そのほか、IAS38を関連する解釈指針または基準として、2002年に公表された SIC32「無形資産ーウェブサイト費用 (Intangible Assets Web Site Costs)」、2006年に公表された IFRS3「企業結合 (Business Combinations)」をあげることができる。
- 7) Australlian Accounting Standards Boads, Discussion Paper: Initial Accounting for Internally Generated Intangible Assets, 2008, AASB. 参照。
- 8) 質問項目の作成は斎藤静樹教授の協力を得た。

附録

A) Optimum Path for Global Convergence

[1] Last November, the US SEC proposed a "road map" for possible adoption of IFRS. We can't figure out how likely it is to happen, but we are just wondering if it is desirable for the EU. We think you have already attained your goal when the U.S. decided to accept the IFRS-based financial reporting without any reconciliation to the US GAAP. The U.S. will never give up their own standards to adopt IFRS unless and until they bring it substantially under their

control. Doesn't it mean that the US GAAP comes to the IFRS? Isn't it your defeat as long as you have developed IFRS as your own standards (or at least non-US standards) that are to be accepted by the U.S.? What do you think you are able to do from now to be independent of the U.S.?

- [2] Convergence can be interpreted in two ways; i.e., adoption and convergence in the narrow sense. The former is to share common standards and the latter is to reduce the differences among national standards as much as possible. Of course, member nations of a unified market have no other choice to adopt the IFRS, and most of other nations may want to free-ride the IFRS as a less expensive way. However, for those countries having highly developed capital markets and market infrastructure including accounting standards like the U.S. and Japan, it may be too risky to replace their own standards with IFRS at a stroke. Many of big names in accounting academics argue that the best way is to give an optional choice among two or more standards by mutual recognition (i.e., convergence in the narrow sense) and to leave further convergence to the market processes in an incentive compatible manner. Do you agree or disagree with this market approach?
- [3] In the financial crisis of this time, European financial community led the IASB to admit the reclassification of financial assets. For the IASB, however, it was just a turning back to the intent-based accounting which had been a constant target of their attack. What enabled this unacceptable change was the simple fact that the US standards were different. Ironically enough, the IASB was able to stay alive by the fact that the entire world does not share a common set of standards advocated by them. A single set of accounting standards having a monopoly in the world capital markets is questionable in terms not only of innovation to meet the needs of capital markets but also of a measure to cope with the financial crisis. Don't we need a compatible (i.e., not too different to be a noise of investment decision) set of standards that will be in business in the global markets?

B) Retrospect and Prospect of Convergence

[1] We wish to know how far the comparability of financial reports in the EU markets have been improved as a result of uniform application of the IFRS. Despite of globalization, even member countries of EU are still local in terms of how they run their markets as well as their market infrastructure. Financial reporting practices, therefore, may still be divergent among them. Major advantage of convergence is the reduction in the cost of capital as a result of increased comparability. What are to be addressed is how far the accounting practices have

been substantially unified by the mandatory adoption of the common standards (IFRS) and whether this advantage of comparability exceeds the cost of accounting standards unification.

- [2] The joint projects between IASB and FASB are accused of resulting in divergence rather than convergence by inventing new accounting rules like financial statement presentation and revenue recognition. EC does not seem to have enough control over them. Further, the US SEC, by their decision of November 2007, accepted only the IASB version of IFRS. That, we are afraid, may weaken the independence of EC still more. Is that a right observation?
- [3] In France, consolidated financial statements of public companies are required to be based on the IFRS while the individual reports of parent company are prepared based on your national standards. Those two sets of standards, however, are supposed to be consistent with each other. Under our Corporate Law, for example, you have to credit the net loss from equity investments against the earned surplus of parent company to get the maximum amount of dividend to be paid to their stockholders. To put it another way, dividend is restricted within the lower of the individual profit and the consolidated profit. Those two figures are ought to be comparable at least as a matter of theory. Do you think those two are two different things?

C) Comments on the Convergence Project

- [1] Highlighting the asset-liability view, the IASB puts too much priority on the balance sheet over the income figure. But a figure of total assets or net asset is not directly related to the value of the firm unless the internally generated goodwill is recognized on the balance sheet. The value relevance studies focus primarily on earnings figure and little of those studies try to explain the changes in stock prices only by the balance sheet variables. Do you agree?
- [2] Asset-liability view requires the changes in assets or liabilities as a necessary condition of income recognition. Those are not sufficient condition but nothing but a necessary condition, i.e., income is not determined solely by the changes in net asset. That is why the concept of net income has been elaborated to add some information value to comprehensive income. But incredible as it may seem, the necessary condition has been replaced with sufficient condition to replace net income with comprehensive income. As long as the balance sheet figures have no direct relation with the value of the firm, we wonder why the comprehensive income, calculated automatically from the beginning and ending balance sheets, is able to be useful for investment decisions. Could you give us your response?

- [3] Byproduct of the asset-liability view obsessed with over-emphasized balance sheet view has been comprehensive (one-size-fits-all) fair value accounting. But the emergent measures in the financial crisis of this time have invited the collapse of comprehensive fair value accounting. The rule to be replaced under the state of emergency is a wrong rule even under regular circumstances. Instead of making noisy claim for unconditional fair value accounting, IASB should have investigated its proper application first. Don't you think we are now paying the price for their misconception? (To avoid your misunderstanding, I have to say we are strong advocates of fair value accounting as long as it is applied within a proper scope.)
- [4] We believe that the role of financial reporting is to measure how much the expected result of investment has become a reality, and to feedback the *ex post* result to the *ex ante* expectation of future results after then. From this point of view, we think we have to measure the actual changes in fair values for the investment counting on the changes in market prices, while to measure the actual cash flows for the investment counting on the operating cash flows. To put it another way, we should recognize income as a measure of the firm's performance when the result is released from the risks of investment. By risks, we mean the uncertainty of the result. We would welcome your comments.